

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）の方は、地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4 及び各市町の条例の規定により、従業員（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

これまででも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業主の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。個人住民税の計算は市町が行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知します。なお、従業員が常時 10 名未満の事業者には、申請により納期を年 2 回とする制度があります。

Q 従業員にメリットはあるの？

A ①従業員の方が金融機関へ納付の度に出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年 12 回のため、納期が年 4 回である普通徴収より、1 回あたりの納付金額が少なくなります。

【制度全般に関する問い合わせ先】 兵庫県市町振興課 078-362-3126

| 市町名 | 担当課 | 電話番号 | 市町名 | 担当課 | 電話番号 | 市町名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|------|-------------------------|-------|------|----------------------|------|--------|--------------|
| 神戸市 | 市民税課 | 078-322-5150 | 三木市 | 税務課 | 0794-82-2000(内 2318) | たつの市 | 市税課 | 0791-64-3145 |
| 姫路市 | 市民税課 | 079-221-2260 | 高砂市 | 市民税課 | 079-443-9015 | 猪名川町 | 税務課 | 072-766-8702 |
| 尼崎市 | 市民税課 | 06-6489-6246 | 川西市 | 市民税課 | 072-740-1132 | 多可町 | 税務課 | 0795-32-2386 |
| 明石市 | 市民税課 | 078-918-5013 | 小野市 | 税務課 | 0794-63-1009 | 稲美町 | 税務課 | 079-492-9132 |
| 西宮市 | 市民税課 | 0798-35-3267 | 三田市 | 税務課 | 079-559-5053 | 播磨町 | 税務グループ | 079-435-0358 |
| 洲本市 | 税務課 | 0799-24-7603 | 加西市 | 税務課 | 0790-42-8712 | 市川町 | 住民税務課 | 0790-26-1012 |
| 芦屋市 | 課税課 | 0797-38-2016 | 篠山市 | 税務課 | 079-552-5306 | 福崎町 | 税務課 | 0790-22-0560 |
| 伊丹市 | 市民税課 | 072-784-8022 | 養父市 | 税務課 | 079-662-3164 | 神河町 | 税務課 | 0790-34-0961 |
| 相生市 | 税務課 | 0791-23-7128 | 丹波市 | 税務課 | 0795-82-2070 | 太子町 | 税務課 | 079-277-1014 |
| 豊岡市 | 税務課 | 0796-21-9045 | 南あわじ市 | 税務課 | 0799-43-5213 | 上郡町 | 税務課 | 0791-52-1113 |
| 加古川市 | 市民税課 | 079-427-9164 | 朝来市 | 税務課 | 079-672-6119 | 佐用町 | 税務課 | 0790-82-0662 |
| 赤穂市 | 税務課 | 0791-43-6803 | 淡路市 | 税務課 | 0799-64-2505 | 香美町 | 税務課 | 0796-36-1113 |
| 西脇市 | 税務課 | 0795-22-3111(内 242・243) | 宍粟市 | 税務課 | 0790-63-3124 | 新温泉町 | 税務課 | 0796-82-3113 |
| 宝塚市 | 市民税課 | 0797-77-2057 | 加東市 | 税務課 | 0795-43-0396 | | | |

詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は
電子申告をご利用ください。

エルタックス
eLTAX

29企P2-063A3

事業主の皆様へ

兵庫県と県内すべての市町は、

平成30年度から

個人住民税の

特別徴収を

徹底します！



従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！

徹底の対象
（事業主）



所得税の源泉徴収義務のある
給与等の支払者

兵庫県は、京都府・大阪府・和歌山県とともに平成 30 年度からの徹底に向けて取り組んでいます。

兵庫県・県内全 41 市町

詳しくは
裏面へ

特別徴収とは何ですか？

個人住民税の特別徴収とは、事業主が、従業員の方の個人住民税を毎月の給与から差し引いて、市町へ納めていただく制度です。
 所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として個人住民税を納入することが法律で義務づけられています。

特別徴収をやっていなければ、どうなるの？

この度、兵庫県・県内全 41 市町では、納税者の利便性向上、法令遵守の徹底等を図るため、平成 30 年度から一斉に特別徴収の徹底を行うこととしました。
 特別徴収の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

ア 特別徴収とするにはどうするの？

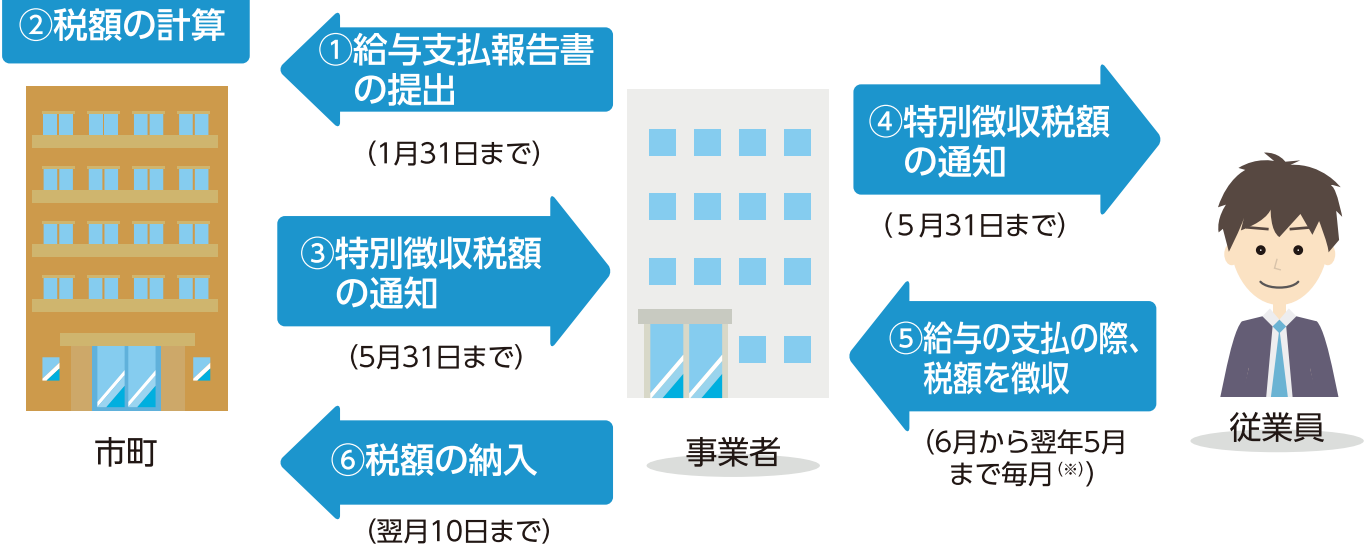
イ 普通徴収となる従業員はどんな人なの？

| 〇給与支払報告書（総括表） | | A | B | 給与支払者番号 |
|--------------------------|--------|------------------------------------|---|---------|
| 平成 年 月 日提出 | 市町長 | | | |
| 給与の支払期間 | 平成 年 月 | | | |
| 給与支払者の法人番号又は個人番号 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 給与支払者の名称又は氏名 | | 提出市町村数 | | |
| 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称 | | 特別徴収（住民税を給与引去り） | 人 | |
| フリガナ | | 報告人員 | | |
| 同上の所在地 | | 普通徴収 | | |
| 特別徴収関係書類の送付先 | | 退職者 | 人 | |
| 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 | | 乙欄等（給与引去りできない方として、普通徴収の理由を記載した人数）※ | 人 | |
| | | 合計 | 人 | |
| | | 所轄税務署 | | 税務署 |
| 中途入社の方の前職分などは含んでいますか。 | はい いいえ | 給与の支払の方法及びその期日 | | |
| 摘要欄の記載に漏れはありませんか。 | はい いいえ | | | |
| 納入書は必要ですか。 | 要 不要 | | | |

特別徴収とするには、毎年 1 月末日までに提出する給与支払報告書に、特別徴収を行う人数を記載して提出してください(提出先：1 月 1 日現在の住所地の市町村)。

事業主は、どんな事務をするの？

特別徴収の事務の流れ



※従業員が常時 10 名未満の事業主には、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする特例があります。

左下の a ~ d の普通徴収理由に該当する方がいらっしゃる場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」(県 HP でダウンロードできます)を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※平成 30 年 1 月に提出する給与支払報告(平成 29 年所得分)からの事務手続です。

<提出時の綴り方>

総括表

個人別明細書 (特別徴収分)

切替理由書兼仕切紙

個人別明細書 (切替理由書記載分)

普通徴収切替理由書 (兼 仕切紙)

| 略号 | 普通徴収への切替理由 (下記 4 項目以外の理由は不可) | 人数 |
|----------|---------------------------------------|-----|
| a | 退職者または給与支払報告書を提出した年の 5 月 31 日までの退職予定者 | 人 |
| b | 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方 | 人 |
| c | 給与の支払期間が不定期 (例: 給与の支払が毎月ではない) | 人 |
| d | 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者 (乙欄) | 人 |
| 普通徴収合計人数 | | 0 人 |

該当する略号を必ず記載してください!

給与支払報告書 (個人別明細書) 【抜粋】

| 支払を受ける者 | 住所 | 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 |
|---------|----|----|------|------------|------------|--------|
| | | | | | | |

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

イ 普通徴収の対象は、下記 a ~ d のいずれかに該当する方となります。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の 5 月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄)

※ アルバイト、パートだからという理由で必ず普通徴収となるものではありません!

手続はこちら



※エルタックスでの提出の際も「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記載してください。